## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２９年（フ）第２７１号**
函館市大町５番13号
債務者　片岡　昌介
1　決定年月日時　平成29年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
函館地方裁判所

**平成２９年（フ）第２８０号**
函館市宇賀浦町５番18号
債務者　高橋　　博
1　決定年月日時　平成29年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
函館地方裁判所

**平成２９年（フ）第３９７号**
相模原市中央区相模原２丁目13番７号　第２ＪＳビル902号
債務者　武藤　善治
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２９年（フ）第３９８号**
相模原市中央区上溝1326番地１　虹吹上溝アパート２階
債務者　戸田明こと　トダ・リカルド・アキラ
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２９年（フ）第３９９号**
相模原市中央区上溝1326番地１　虹吹上溝アパート２階
債務者　仲村ミドリこと　パウラ・ミドリ・ナカムラ
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２９年（フ）第４９号**
岐阜県海津市海津町福江550番地11
債務者　鈴木　美香（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成29年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２９年（フ）第１３５１号**
名古屋市中川区葉池町１丁目22番地の１コーポ葉池201号、従前の住所名古屋市千種区霞ケ丘２丁目１番６号　霞ケ丘ハイツ102号
債務者　大黒　史彦
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第１３５２号**
名古屋市中川区葉池町１丁目22番地の１コーポ葉池201号、従前の住所名古屋市千種区霞ケ丘２丁目１番６号　霞ケ丘ハイツ102号
債務者　大黒　由美
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第１５号**
和歌山県有田郡湯浅町湯浅1462－１　グリーンガーデン206、住民票上の住所和歌山県御坊市湯川町丸山893番地２
債務者　西﨑工業こと　西﨑　　勝
1　決定年月日時　平成29年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

**平成２９年（フ）第１７１号**
岡山県浅口市鴨方町益坂759番地
債務者　**中西**　智徳
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２９年（フ）第１９１号**
岡山県総社市清音柿木973番地１　カルドヴィータＢ203
債務者　樅野　貴美
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２９年（フ）第５５８号**
北九州市小倉北区馬借１丁目５番８号
債務者　中野　晴侍
1　決定年月日時　平成29年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２９年（フ）第５８１号**
北九州市小倉北区中津口２丁目１番80－402号
債務者　馬場　伸子
1　決定年月日時　平成29年10月18日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２９年（フ）第５８４号**
北九州市小倉北区中井３丁目１番39－201号
債務者　横瀬　昌彦
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２９年（フ）第１５号**
北海道稚内市富士見５丁目1835番地１　富士見団地13－１－205
債務者　田中　照子
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
旭川地方裁判所稚内支部

**平成２９年（フ）第７５号**
北海道北見市端野町二区793－１　オホーツク海病院、住民票上の住所北海道紋別市緑町２丁目３番10号
債務者　小岩美智子（旧姓池本）
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係